

■時短・休業要請対象外施設（令和3年8月25日時点）

施設区分	施設
医療施設	病院
	診療所
	歯科
	薬局
	鍼灸・マッサージ
	接骨院
	柔道整復
生活必需物資 販売施設 (豪奢品を除く)	卸売市場
	食料品売り場（移動販売店舗を含む）
	コンビニエンスストア
	百貨店（生活必需品売場）
	スーパーマーケット
	ドラッグストア
	ホームセンター（生活必需品売場）
	ショッピングモール（生活必需品売場）
	家電販売店
	ガソリンスタンド
	靴屋
	衣料品店
	化粧品販売店
	雑貨屋
	文房具店
酒屋	
住宅・宿泊施設	ホテル（集会の用に供する部分を除く）
	カプセルホテル
	旅館（集会の用に供する部分を除く）
	民泊
	共同住宅
	寄宿舍
	下宿
	ウィークリーマンション
交通機関等	バス
	タクシー
	レンタカー
	電車
	船舶
	航空機
	物流サービス（宅配等を含む）

施設区分	施設
工場等	工場
	作業所
金融機関・官公署等	銀行
	消費者金融
	ATM
	証券取引所
	証券会社
	保険代理店
	事務所
	官公署
その他	貸倉庫
	郵便局
	メディア
	不動産業者
	火葬場
	獣医
	ペットホテル
	たばこ屋（たばこ専門店）
	ブライダルショップ
	本屋
	自転車屋
	園芸用品店
	修理店（時計、靴、洋服等）
	鍵屋
	駅売場
	家具屋
	自動車販売店、カー用品店
	花屋
	ランドリー
	ごみ処理関係
眼鏡・コンタクトレンズ販売店	
学校 （法施行令第11条第1項 第1号施設）	幼稚園
	小学校
	中学校
	義務教育学校
	高等学校
	高等専修学校
	高等専門学校
	中等教育学校
	特別支援学校

施設区分	施設
保育所等 (法施行令第11条第1項 第2号施設)	保育所等(幼保連携型認定こども園を含む)
	学童クラブ
	障害児通所支援事業所
	上記以外の児童福祉法関係の施設
	障害福祉サービス等事業所
	老人福祉法・介護保険法関係の施設
	婦人保護施設
	その他の社会福祉施設
大学等 (法施行令第11条第1項 第3号施設)	大学
	専修学校(高等専修学校を除く)・各種学校
	日本語学校・外国語学校
	インターナショナルスクール
学習塾等 (法施行令第11条第1項 第13号施設)	自動車教習所
	学習塾
	オンライン授業
	家庭教師
	英会話教室
	音楽教室
	囲碁・将棋教室
	生け花・茶道・書道・絵画教室
	そろばん教室
	バレエ教室
	体操教室
博物館等 (法施行令第11条第1項 第10号施設)	図書館
商業施設 (法施行令第11条第1項 第12号施設)	銭湯(物価統制令の対象となるもの)
	理容室(ヘアカット等を行わない理容室は除く)
	美容店(ヘアカット等を行わない美容店は除く)
	質屋
	貸衣装屋
	クリーニング店
遊興施設 (法施行令第11条第1項 第11号施設)	マンガ喫茶
	ネットカフェ

※表中の法は「新型インフルエンザ等対策特別措置法」を指します。

※今後、感染状況等により、時短・休業対象外施設の内容を見直す場合があります。